



税理士 山本 善通 氏

Question

非常勤役員の報酬

当組合の非常勤役員（理事及び監事）についての報酬は、期末において、通常総会で決議された金額を支払っています。いままで所轄税務署長に対して「事前確定届出給与」の届出をしていませんが、損金算入は認められますか？

また、併せて、使用人兼務役員である事務局長への給与の支払いの留意点について教えてください。

Answer

【概要】

〈非常勤役員への報酬の支払いについて〉

平成18年度の税制改正において、役員給与は原則として損金不算入となりましたが、「定期同額給与」については、損金算入が認められるところとなりました。具体的には、支給時期が1月以下の一定の期間ごとである定期給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの等を要件としています。（法34条1項1号）

また、「事前確定届出給与」についても損金算入が認められますが、事前確定届出給与とは、役員の職務につき、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、一定の届出期限までに所轄税務署長に届出をしている給与であります。（法34条1項2号）

御質問の「非常勤役員の報酬」については、当初は例外とされていませんでしたが、翌年の平成19年に改正され、基本通達9-2-12の注において、次のように定められました。

〔注〕非常勤役員に対し所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する年俸又は期間俸等の給与のうち、次に掲げるものは、法第34条第1項第2号（事前確定届出給与）に規定する給与に該当する。

- (1) 同族会社に該当しない法人が支給する給与
- (2) 同族会社が支給する給与で令第69条第2項（事前確定届出給与の届出）に定めるところに従って納税地の所轄税務署長に届出をしているもの

したがって、協同組合の非常勤役員の報酬は、上記(1)の通り、同族会社に該当しないので、届出をしなくてもよい事になります。

〈使用人兼務役員である事務局長への給与について〉

使用人兼務役員（事務局長）の給与は、使用人部分と役員部分に分けられます。使用人部分については、「類似する職務を行う使用人の給与」から算定します。この場合において、その使用人兼務役員が現に従事している使用人の職務の内容等からみて、比準すべき使用人として相当とする者がいないときは、その使用人兼務役員が役員となる直前に受けていた給与の額、その後のベースアップ等の状況、使用人のうち最上位にある者に対して支給した給与の額等を参酌して、適正に見積もった金額によることができます。（基通9-2-23）

また、役員部分は、定款または定時総会の決議により役員部分を決定します。したがって、使用人部分と役員部分の合計が使用人兼務役員（事務局長）の給与となります。

使用人兼務役員の役員部分の賞与は原則として損金算入できませんが、「事前確定届出給与」として賞与の支給日、支給額を定めて届ける事で、損金算入が可能となります。